

第2章 情報公開制度の運用について

I 概況

平成23年度の公文書開示制度における請求者数は延べ1,767人、決定件数は1,862件でした。平成22年度と比較すると、延べ請求者数は1,093人から1,767人と674人、約62%の増、決定件数は1,186件から1,862件と676件、約57%の増となっています。

決定件数を実施機関別に見ると、土木部（479件→799件、320件の増、建築計画概要書や道路の区域変更図、工事実施設計書等）が最も多くなっています。

平成22年度と比較してみると、総務部（60件→90件、30件の増、庁舎清掃警備入札記録、プロポーザル審査結果等）、地域福祉部（64件→155件、91件の増、法人の財務諸表等）、林業振興・環境部（90件→143件、53件の増、工事実施設計書等）、とほとんどの部局において請求件数が増加しています。

II 公文書開示制度の運用状況

1 開示請求者の状況

開示請求者の状況は**表1**のとおりです。

23年度の開示請求者の延べ数は1,767人で、前年度と比較すると、674人（約62%）増加しています。

表 1 開示請求者数及び内訳

年度	請求者数 (延べ)	請 求 者 内 訳			
		県内に住所を 有する個人	県外に住所を 有する個人	県内に事務所 又は事業所を 有する法人そ の他の団体	県外に事務所 又は事業所を 有する法人そ の他の団体
23	1,767	571	50	948	198
22	1,093	398	44	505	146
21	789	344	29	295	121
20	710	341	21	247	101
19	481	273	42	86	80
18	532	298	45	114	75
17	689	441	63	132	53
16	559	377	51	97	34
15	824	587	102	105	30
14	824	555	146	101	22
13	712	547	68	88	9
12	573	486	22	50	15
11	410	341	18	35	16
10	324	296	13	15	0
9	248	※ 平成9年度以前の内訳についてはデータなし。			
8	309				
7	96				
6	41				
5	35				
4	40				
3	35				
2	23				

2 公文書開示請求及び開示等の決定状況

公文書開示請求件数及び開示等の決定内容は、表2のとおりです。

請求件数に対する実質開示率は、21年度の99.7%から22年度は99.9%となりました。※参考「実質開示率」 = (全面開示+部分開示) ÷ (請求件数-存否-不存在-不受理-取下げ)

表2 開示請求件数及び決定内容等の内訳

年 度	請 求 件 数	決 定 内 容 等 (単位：件)							公文書写し の交付枚数	
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応 答拒否	不存在	不受理	取下げ	紙	そ の 他
23	1,862	1,215	431	22	4	109	0	81	105,638	32
22	1,186	746	306	1	4	65	0	64	76,606	8
21	964	471	286	2	3	87	4	111	39,849	10
20	885	397	307	8	2	84	1	86	46,579	15
19	631	323	183	7	4	71	1	42	34,730	15
18	720	372	193	11	1	67	8	68	39,531	13
17	986	397	335	114	4	58	1	77	38,600	14
16	830	410	252	15	3	64	18	68	36,223	8
15	1,547	671	519	98	1	120	4	134	51,888	
14	1,330	679	353	28	1	191	7	71	37,371	16
13	1,110	466	348	39	2	132	39	84	32,819	1
12	1,081	509	307	44			156	65	33,049	
11	827	317	271	48			158	33	27,893	
10	568	206	210	16			81	55	19,824	
9	679	248	279	16			102	34	11,739	
8	1,112	370	411	80			227	24	30,112	
7	14,268	2,919	11,286	17			33	13	15,241	
6	583	422	129	3			17	12	2,054	
5	815	717	67	19			6	6	2,226	
4	441	328	74	26			5	8	939	
3	53	16	32	1			0	4	171	
2	39	8	27	0			1	3	308	

* 「件数」 平成8年度以降・・・決定通知書の数
平成7年度以前・・・対象公文書の数

* 「請求件数」 決定内容等の件数の合計
平成12年度以前は文書が不存在のもの又は条例対象外文書を含む
(平成13年度にも不存在を含む)

* 「その他」 電磁的記録の交付枚数

3 実施機関ごとの請求及び決定状況

23年度の実施機関（担当部局）ごとの請求件数及び決定内容の状況は、表3のとおりです。

表3 平成23年度 実施機関別請求件数及び決定内容等内訳

実施機関		請求件数		決定内容等						
		22年度	23年度	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不存在	不受理	取下げ
知事	総務部	60	90	30	51	1		6		2
	危機管理部	5	5	2	2					1
	健康政策部	176	171	108	54	1		4		4
	地域福祉部	64	155	46	67	2		19		21
	文化生活部	41	31	18	9					4
	産業振興推進部	10	15	7	7			1		
	商工労働部	27	38	29	4			1		4
	観光振興部	8	21	7	10			2		2
	農業振興部	41	92	81	6	2				3
	林業振興・環境部	90	143	96	14	1		28		4
	水産振興部	29	34	28	3					3
	土木部	479	799	662	99		2	13		23
	会計管理局	2	2	1						1
計	1,032	1,596	1,115	326	7	2	74		72	
議会	2	14	6	3			5			
教育委員会	91	116	47	52			15		2	
選挙管理委員会	11	7		5			2			
人事委員会	4	4	1	1			2			
監査委員	2	1		1						
公安委員会	4									
警察本部長	22	96	30	39	15	2	8		2	
労働委員会	1									
収用委員会	1									
海区漁業調整委員会										
内水面漁場管理委員会										
公営企業管理者	16	28	16	4			3		5	
高知工科大学										
合計	1,186	1,862	1,215	431	22	4	109		81	

4 部分開示又は非開示理由の状況

平成23年度の部分開示又は非開示決定の開示しない理由の状況は、表4のとおりです。開示しない理由として最も多いのは、住所や氏名、性別、年齢などの個人に関する情報で、全体の36.2%を占めています。

二番目に多いのは、法人等の事業活動情報のうち開示すると当該法人の正当な利益を害すると認められる情報（取引先や銀行口座番号などの企業情報）であり、全体の21.9%となっています。

三番目に多いのは、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報（個人の印影等）であり、全体の約19.7%となっています。

表4 平成23年度の部分開示又は非開示理由

実施機関		非開示理由							計
		法令秘	個人情報	事業活動情報	犯罪	生命	事務事業情報	任意	
知事	総務部		48	30		20	13		111
	危機管理部			2		1			3
	健康政策部		31	26		21	13	2	93
	地域福祉部		52	47		18	11		128
	文化生活部		1	7		1		1	10
	産業振興推進部		7	6		1	2		16
	商工労働部		3	1		2			6
	観光振興部		8	8		2	1		19
	農業振興部		6	1		2	1		10
	林業振興・環境部	1	12	10		3			26
	水産振興部		3	2					5
	土木部		21	11		58	50	1	141
	会計管理局								
		計	1	192	151		129	91	4
	議会		3			2			5
	教育委員会		14	15		9	26	2	66
	選挙管理委員会		5	2		5			12
	人事委員会		1						1
	監査委員		1			1	1		3
	公安委員会								
	警察本部長		52		29		1		82
	労働委員会								
	収用委員会								
	海区漁業調整委員会								
	内水面漁場管理委員会								
	公営企業管理者		2	3		1	2		8
	高知工科大学								
	合計	1	270	171	29	147	121	6	745

※1件の公文書につき複数の非開示理由があるときがありますので、決定の件数と一致するものではありません。

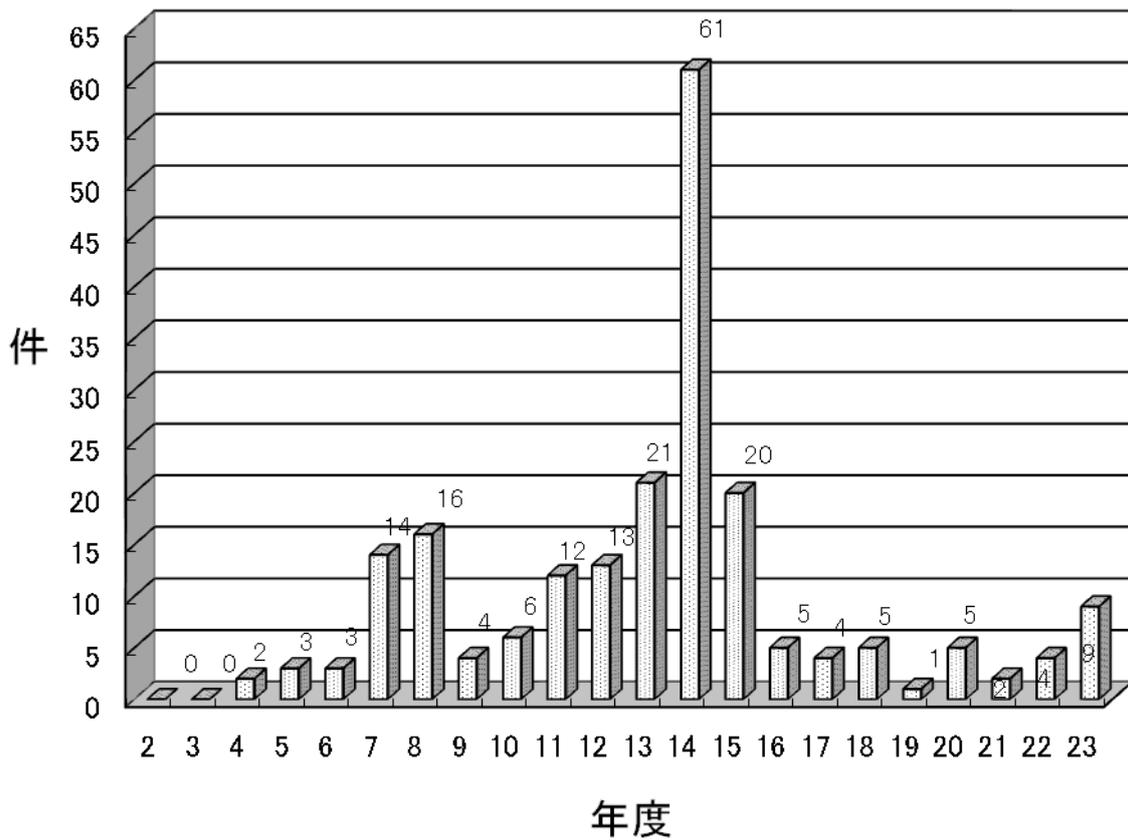
5 不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況

平成23年度の不服申立て及び不服申立てに対する裁決又は決定件数は、表5のとおりです。

表5 不服申立て件数及び裁決又は決定件数 (平成24年3月末現在)

23年度 不服申立て 件数	22年度末 未裁決・未 決定件数	不服申立て 件数合計	裁決又は決定件数				取下げ	審査中
			認容	一部 認容	却下	棄却		
9件	1件	10件	0件	0件	0件	2件	1件	7件

不服申立て件数の推移



なお、平成23年度不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況は、次の表のとおりです。

平成23年度の不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況

平成24年3月31日現在

番号	公文書の件名(請求の内容)	諮問実施機関 (担当課室所)	原決定				公文書開示審査会			不服申立 についての 裁決又は 決定
			請求 年月日	決定 年月日	不服申立 年月日	決定の 内容及 び理由	諮問 年月日	答申 年月日	答申の 内容	
165号	平成22年6月20日付提出(高知県議会受付平成22年6月25日)の高知県議会請願書の請願文書表(要領3条2)等の関係書類を請求する。請願文書表(受理番号・請願の趣旨・請願者の住所氏名・紹介議員の氏名・受理年月日)	議会事務局	H22.12.17	H23.1.4	H23.1.20	不存在	H23.1.21	H23.7.29	妥当である	棄却
166号	教員の生徒に対するわいせつ行為と人事異動の件に関して□□□外部(若しくは関係者)からの問題指摘に対する調査、協議の経緯が判る資料。教育委員会としての見解が判る資料	教育委員会事務局 高等学校課	H23.4.12	H23.4.21	H23.6.10	部分開示(個人情報)	H23.6.15	H22.4.23	妥当である	棄却
167号	昭和32~33年頃高知県知事が、調停をあっ旋する地元(馬路村、北川村、田野町、奈半利町)と電源開発株式会社の双方の意見を取り入れ調停した。18項目に及ぶ調停をし、覚書を双方が交換した際の覚書。	土木部河川課	H23.5.25	H23.6.7	H23.6.13	不存在	H23.6.17			取り下げ
168号	西武跡地の権利取得者に対する国土利用計画法23条に基づく届出の照会文書及びその照会に対する回答書	土木部用地対策課	H23.5.6	H23.5.19	H23.7.13	存否応答拒否	H23.7.19			審査中

169号	国土利用計画法第23条による届け出をしていない土地取引に関する調査における西武跡地の任意書類	土木部用地対策課	H23.8.16	H23.8.23	H23.10.17	存否応答拒否	H23.10.19			審査中
170号	〇〇ヒヤリハット報告書(提出日 平成23年2月10日)に係る診療録及び医師が作成した処方箋(平成23年1月12日、平成23年2月9日)	地域福祉部 障害保健福祉課	H23.9.21	H23.10.5	H23.10.6	部分開示	H23.10.12			審査中
171号	・高知地方裁判所平成22年6月18日判決書 ・高松高等裁判所平成22年11月8日判決書	教育委員会事務局 小中学校課	H23.10.3	H23.10.11	H23.10.25	部分開示	H23.11.1			審査中
172号	別紙事案に関して高知県警察本部長が高知県公安委員会に対して報告したことがわかる文書	警察本部 警務部企画課	H23.10.3	H23.10.17	H23.10.19	存否応答拒否	H23.10.27			審査中
173号	出勤簿(平成20年～平成23年)	教育委員会事務局	H23.12.26	H24.1.6	H24.1.19	部分開示	H24.1.23			審査中
174号	公文書主任任命に係る書類(平成23年度) USBメモリ管理台帳 課長補佐事務引継書 出勤簿(平成23年)	教育委員会事務局	H24.1.4	H24.1.18	H24.2.3	不存在	H24.2.6			審査中

